

東京都私立幼稚園預かり保育（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）
運営費補助金交付要綱

平成２８年 １月２８日
２７生私振第１３３７号
生活文化局長決定

１ 目的

この要綱は、「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成２７年４月１３日付雇児発０４１３第３６号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添２「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき区市町村が行う事業について、東京都がその経費の一部を補助するに当たっての算定基準及び手続等を規定し、もって事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

２ 通則

補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号。以下「規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和３７年１２月１１日付３７財主調発第２０号）に定めるところによる。

３ 用語の意義

この要綱において使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

（１）年齢

児童の年齢は、入所した日の属する年度の初日の前日の年齢を当該年度中の年齢として取り扱う。

（２）長時間預かり保育

私立幼稚園が、この要綱及び実施要綱の基準を満たし、原則として幼稚園を１１時間以上にわたり開園し（ただし地域の実情に応じて、９～１０時間程度の開所とすることも可能とする。）、通常の教育時間の前後、長期休業期間中等に幼稚園の園児のうち保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると区市町村が認めた児童を対象に行う長時間の教育活動をいう。私立幼稚園に対する経常的経費の補助の対象となる満３歳児を含む。

（３）３歳未満児の保育

長時間預かり保育を実施する私立幼稚園が、この要綱及び実施要綱の基準を満たし、当該幼稚園に併設する認可外保育施設で、３歳未満の保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると区市町村が認めた児童を対象に行う長時間の保育をいう。私立幼稚園に対する経常的経費の補助の対象となる満３歳児を除く。

なお、２歳児のみを対象とすることも可能とする。

（４）区市町村

補助事業者（規則第２条第３項で定める「補助事業者等」をいう。以下同じ。）として、本要綱の規定に基づき補助を行う区市町村をいう。

（５）補助対象施設

地域のニーズに合致した安定的な保育の提供体制を確保するため、事業開始後一定期間内に幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園に移行すること（本事業

において0～2歳児を受け入れる場合にあっては、幼稚園として子ども・子育て支援新制度に移行した上で併せて小規模保育事業を実施することを含む。）に関する計画（以下「認定こども園化移行等計画」という。）を策定しており、長時間預かり保育又は長時間預かり保育及び3歳未満児の保育を行い、区市町村が補助金をその財源の一部として交付する補助金の交付を受ける私立幼稚園をいう。

（6）補助対象事業者

補助対象施設の設置者をいう。

4 補助事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき、区市町村が補助対象事業者に対し、長時間預かり保育又は長時間預かり保育及び3歳未満児の保育の実施に要する費用の一部を補助する事業とし、事業の内容、補助基準額及び対象経費については、別表のとおりとする。

5 補助金交付額

この補助金は、次により算出された額を予算の範囲内において交付するものとする。

（1）別表に定める項目ごとに、基準額の合計額と、補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額を選定する。

（2）（1）により選定された額に、別表に定める補助率を乗じ、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 補助条件等

この補助金は別記の条件を付して交付するものとする。

7 交付申請

この補助金の交付申請は、別紙第1号様式による申請書に次に掲げる書類を添付し、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（1）東京都私立幼稚園預かり保育（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）運営費補助金所要額計算書（別紙第3号様式）

（2）補助対象施設一覧（別紙第3号様式の2）

（3）東京都私立幼稚園預かり保育（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）運営費補助金施設別所要額計算書（別紙第4号様式）

（4）当該事業に関する歳入歳出予算書（又は見込書）抄本

8 交付決定及び通知

知事は、上記7に定める補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査した上、交付の可否を決定し、速やかにその旨当該区市町村長に通知する。

9 交付方法

補助金の交付は、原則として概算払の方法により行う。

10 提出書類

この要綱に定める提出書類は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成26年11月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月２８日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年９月２１日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年１２月１４日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、区市町村長は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（２）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

（１）区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価５０万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成２７年１２月４日内閣府告示第４２４号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（２）区市町村長は、賃借している建物について、補助金を交付した場合において、補助対象者が補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。

4 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて３に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

5 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

6 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の４月１日から翌年３月３１日までの間に実施し、かつ完了しなければならない。

7 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業そのものの遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指

示を受けなければならない。

8 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることができる。

9 補助事業の遂行命令

知事は、7及び8による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

10 事業実績報告

この要綱に定める補助事業を実施した区市町村長は、別に定める日までに別紙第2号様式に次に掲げる書類を添付し、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

- (1) 東京都私立幼稚園預かり保育（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）運営費補助金精算額計算書（別紙第5号様式）
- (2) 補助対象施設一覧（別紙第5号様式の2）
- (3) 東京都私立幼稚園預かり保育（幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）運営費補助金施設別精算額計算書（別紙第6号様式）
- (4) 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

11 補助金の額の確定

知事は、10の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

12 是正のための措置

- (1) 知事は、11の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることがある。
- (2) 10による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

13 決定の取消し

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(2) (1) の条件は、11により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

14 補助金の返還

(1) 知事は、1又は13により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。

(2) 11により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

15 違約加算金

区市町村長は、13により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

16 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

17 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

18 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業とに係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日まで保管しておかななければならない。

19 補助条件

(1) 区市町村は、実施要綱に則って補助事業を実施すること。

(2) 区市町村は、補助対象事業者に対し、以下の条件を付すこと。

ア 2から5、11及び19、並びに実施要綱4に掲げる要件を満たすものであること。

この場合において、2、3、5及び19中「区市町村長」とあるのは「補助対象事業者」と、2から4及び11中「知事」とあるのは「区市町村長」と、4及び11中「東京都」とあるのは「区市町村」と、3、11及び19中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

イ 3歳未満児の保育は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推1157号）に基づく東京都認証保育所A型の基準（定員の基準を除く。）又は区市町村が定める小規模保育の基準を満たすものであること。

ウ 認定こども園化移行等計画の期間内に、幼保連携型認定こども園若しくは幼稚園型認定こども園又は小規模保育事業として必要な基準（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働告示第2号）、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）及び東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）で定める認可もしくは認定基準又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号））を満たさなかった場合は、補助条件違反として補助金の返還を命ずることがあること。

別 表

東京都私立幼稚園預かり保育（子どものための教育・保育給付費補助事業による幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業）運営費補助金

項 目	基準額	補助対象経費	補助率												
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	毎月の、保育の必要性の認定を受けた児童と同等であると区市町村が認めた在籍児童数に、以下の単価を乗じて得た金額とする。	負担金補助及交付金 （幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施に必要な経費） （注） 私立幼稚園預かり保育推進補助（※１）、幼稚園型一時預かり事業（※２）の実施に必要な経費を除く。	1/4												
	年齢区分は保育の実施が取られた年度の初日の前日の年齢を適用する。														
	ただし、満３歳児として私立幼稚園に対する経常的経費の補助（一般補助）の対象となる園児について、当該事業における２歳児は年度内において単価を４６，０００円とする。														
	満３歳児として１号（特例含む。）の施設型給付費の対象としている園児については、対象となった時点から４６，０００円とする。														
	<table><tr><th>年齢区分</th><th>単価</th></tr><tr><td>４歳以上児</td><td>９，０００円</td></tr><tr><td>３歳児</td><td>１１，０００円</td></tr><tr><td>満３歳児</td><td>４６，０００円</td></tr><tr><td>１・２歳児</td><td>５７，０００円</td></tr><tr><td>０歳児</td><td>１０７，０００円</td></tr></table>			年齢区分	単価	４歳以上児	９，０００円	３歳児	１１，０００円	満３歳児	４６，０００円	１・２歳児	５７，０００円	０歳児	１０７，０００円
	年齢区分			単価											
	４歳以上児			９，０００円											
	３歳児			１１，０００円											
	満３歳児			４６，０００円											
	１・２歳児			５７，０００円											
０歳児	１０７，０００円														
（注）単価については、次の算式により算定した額の合計額とすること（１０円未満の端数は切捨て）。															
・算式１（各月初日の入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数															
・算式２（月途中入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数（２５日を超える場合は２５日）÷２５日															
・算式３（月途中退所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（２５日を超える場合は２５日）÷２５日															

※1 私立幼稚園預かり保育推進補助金に申請する施設の場合、私立幼稚園預かり保育推進補助金に申請している児童を本事業の申請に含めないこと。

※2 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号

及び雇児発 0717 第 11 号。文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 別紙「一時預かり事業実施要綱」に規定する幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱ(以下「幼稚園型一時預かり事業」という。)に申請する施設の場合、幼稚園型一時預かり事業に係る保育担当者数、利用児童数を本事業の申請に含めないこと。